



新設の非課税制度を 活用される場合の 留意点

■現在でも、扶養義務者から被扶養者への「学資や教材費、文具費などの教育費であって、通常必要と認められる」範囲内で都度贈与を行う場合は非課税とされています。従いまして、一括での贈与が必要なのかどうか判断しなければなりません。また、受贈者についての年齢制限はなく、贈与者もその扶養義務者（配偶者、直系血族および兄弟姉妹、三親等以内の親族で家庭裁判所の審判により扶養義務者となった者、三親等以内の親族で生計を一にする者をいう。）であり対象範囲も広がっています。

（注）相続税法第21条の3第1項第2号、相続税基本通達21の3-4～6

■受贈資金は金融機関への預入等が必要ですので、支払の都度、教育資金に充てることを証明する領収書等を金融機関に提出しなければなりません。

■子や孫（受贈者）が30歳になった時点で残額がありますと、その時点で残額について贈与があったものとみなされ贈与税が課税されます。本来課税されなかったもの、あるいは課税されたにしても相続税率が適用されたものが、この非課税措置を活用したためにより累進性の高い贈与税率が適用されるため、かえって税負担が重くなる可能性があります。贈与額について十分留意される必要があります。

■一度贈与された資金は贈与者に戻すことはできません。よって、贈与者が老後資金等を充分にご準備されていることが重要です。

◎今後、法令等に基づく具体的な要件が確定し、必要な準備が整い次第、JAの店頭やホームページ等でご案内いたします。

※今後の本非課税措置の詳細要件の確定により、内容が変更される可能性があります。
なお、具体的な税務上の取扱いについては、お客様ご自身で税理士・税務署にご相談・ご確認ください。